

平成 15 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 アンリツ株式会社
代表者名 代表取締役社長 塩見 昭
(コード番号 6754 東証第 1 部)
問合せ先 取締役経理部長 橋本 裕一
(TEL . 046 - 296 - 6517)

2010 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 9 月 1 日開催の取締役会において、2010 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 アンリツ株式会社 2010 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」又は「新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」又は「社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」又は「新株予約権」という。)
2. 社 債 の 発 行 価 額 社債額面金額の 100%
3. 新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2003 年 9 月 19 日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 方 法 Daiwa Securities SMBC Europe Limited を主幹事引受会社とする幹事引受会社の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。
 - (2) 発行価格(募集価格) 社債額面金額の 102.5%
6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額で除した数とする。行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
 - (2) 新株予約権の総数 7,500 個並びに新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る社債の額面金額合計額を 200 万円で除した個数。
 - (3) 行使時の払込金額及び転換価額 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、社債の発行価額と同額とする。
新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、今後開催する取締役会で決定する。
 - (4) 新株予約権の発行価額及びその行使時の払込金額の算定理由 今後開催する取締役会で決議する。

ご注意:本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

- (5) 新株の発行価額中の資本組入額 新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株当たりの資本組入額は、転換価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (6) 行使請求期間 2003 年 10 月 3 日から 2010 年 9 月 7 日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、第 7 項第(4)号ロ記載の社債の繰上償還の場合は、償還日まで、第 7 項第(4)号ハ記載の社債の買入消却の場合は、本社債消却の時まで、また期限の利益喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2010 年 9 月 7 日(行使請求受付場所現地時間)より後に新株予約権を行使することはできない。
- (7) 行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 転換価額等の調整 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$
- また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。
- (9) 代用払込 商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。
- (10) 消却事由及び消却条件 消却事由は定めない。
- (11) 行使によって交付された株式の配当起算日 新株予約権の行使により発行又は移転する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第 293 条ノ 5 による金銭の分配)は、当該行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在 3 月 31 日及び 9 月 30 日に終了する各 6 ヶ月の期間をいう。)の初めに当該株式の発行があったものとみなして、これを支払う。

7. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額 150 億円並びに新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る社債の額面金額合計額。
- (2) 各社債券の金額 2,000,000 円
- (3) 社債の利率 本社債には利息は付さない。
- (4) 償還の方法
イ. 満期償還
本社債は、2010 年 9 月 21 日(償還期限)に社債額面金額の 100%で償還する。

ご注意:本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

ロ. 繰上償還

130%コールオプション条項による繰上償還

2006年9月21日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、残存本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転(以下「株式交換等」という。)により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能であるときは、当社は、新株予約権付社債の所持人が、株式交換等の直前に新株予約権を行使したとすれば株式交換等の結果受け取ることができた筈の完全親会社の株式等(以下「親会社株式等」という。)を株式交換等の後も新株予約権の行使により受け取ることができるようにするために必要な信託証書の補充証書に完全親会社が調印するよう最善の努力を尽くす。本新株予約権の行使により親会社株式等を取得することが法律上可能でなく、又は実務的に実行可能でないときは、当社は、本新株予約権付社債を親会社株式等の取得が可能な完全親会社発行の新株予約権付社債と交換することを完全親会社が本新株予約権付社債の所持人に提案できるよう合理的努力をする。この提案がなされない場合又はこの提案が本新株予約権付社債の所持人全員により受け入れられることとならなかった場合には、当社は、その選択により、株式交換等の効力発生日以前に、残存本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

2003年9月19日から2004年9月21日まで	106%
2004年9月22日から2005年9月21日まで	105%
2005年9月22日から2006年9月21日まで	104%
2006年9月22日から2007年9月21日まで	103%
2007年9月22日から2008年9月21日まで	102%
2008年9月22日から2009年9月21日まで	101%
2009年9月22日から2010年9月20日まで	100%

税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する支払につき、本新株予約権付社債の要項に定める追加金の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ、当社が合理的措置を講じてもかかる追加支払義務を回避することができない場合には、当社は、その選択により、残存本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

ハ. 買入消却

当社及び当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本社債を買入れることができる。買入れた本社債は、これを消却することができる。

(5) 社債券の様式

無記名式新株予約権付社債券

(6) 担保の有無

本社債は、担保又は保証を付さないで発行する。

(7) 財務上の特約

担保提供制限が付される。

(8) 取得格付

BBB(株式会社格付投資情報センター)

8. 上場

本新株予約権付社債をロンドン証券取引所に上場する。

9. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、今後の取締役会及び代表取締役による未決定事項の決定並びに日本その他の関係諸国における各種の法令に基づく届出及び許認可を条件とする。

以上

ご注意:本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額 149.6 億円については、設備投資資金に 70 億円を、有利子負債の償還資金に 50 億円を、運転資金に 29.6 億円をそれぞれ充当する予定であります。設備投資資金につきましては、IP通信計測や無線通信計測向けのテストソリューション、映像監視システム等の事業展開に必要な機械装置、ソフトウェア等への充当を予定しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の資金調達により、ユビキタスネットワーク関連ビジネスの強化による収益力の改善および財務体質改善に繋がるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識し、安定的な配当及び当期の利益の状況を基礎に事業環境、次期以降の業績の見通し、配当性向、株主資本配当率など諸般の事情を総合的に考慮しております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、急速に進展する技術革新や市場構造の変化に対応するための研究開発や設備投資に活用していく方針です。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 13 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	55.50 円	27.74 円	213.89 円
1 株当たり配当金	12.00 円	9.00 円	-
実績配当性向	21.7%	32.4%	-
株主資本利益率	7.7%	3.7%	33.2%
株主資本配当率	1.6%	1.2%	-

(注) 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。
各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期末の資本の部合計)で除した数値です。
平成 15 年 3 月期の 1 株当たり配当金、実績配当性向及び株主資本配当率については、配当を実施していないため記載していません。

ご注意:本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始 値	945 円	2,140 円	1,033 円	431 円
高 値	3,620 円	2,415 円	1,244 円	846 円
安 値	898 円	793 円	375 円	376 円
終 値	2,100 円	1,032 円	439 円	769 円

(注)平成16年3月期の株価については、平成15年8月29日現在で表示しています。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意:本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。